

## 第5期石狩市総合計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1. 業務の概要

#### (1) 業務の目的

市では、平成19年度から平成28年度までを計画期間とした第4期石狩市総合計画に基づき、施策等を展開しているが、少子高齢化や人口減少の進行、経済・雇用情勢の低迷などの社会経済情勢の変化に対応すべく、現行の総合計画期間を前倒しし、平成27年度を初年度とする第5期石狩市総合計画の策定を行う。

本業務は、平成27年度から平成34年度を計画期間とする第5期石狩市総合計画の策定にあたり、市民との「協働」の理念を中心に置き、市民が主体的に計画策定に参画できるよう配慮し、計画作成を確実に遂行するため、必要な資料の作成及び関係する会議の運営並びに計画案の取りまとめ等を委託するものだが、業務にあたり、高度な専門知識やノウハウを活用した優れた提案を得るため、事業者を公募型企画提案（プロポーザル）方式により選定することを目的として、提案を募集する。

#### (2) 業務の名称

第5期石狩市総合計画策定支援業務委託

#### (3) 業務内容

「第5期石狩市総合計画策定支援業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）」に記載しているとおり。ただし、契約時における仕様書は、契約候補者として選定された企業等の企画提案内容に応じて、仕様を変更することがある。

#### (4) 予算額

10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

[平成25年度：5,500,000円、平成26年度：4,500,000円]

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、本業務の規模を示すものである。

#### (5) 履行（委託）期間

委託契約締結日から平成27年3月31日まで

### 2. 参加資格要件

本手続に参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者とする。

- (1) 石狩市において指名停止期間中でないこと。
- (2) 会社更生法に基づく更正手続等又は民事再生法に基づく再生手続等開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 銀行取引停止となっていないこと。
- (4) 平成25年3月31日までの5年間で、市町村の総合計画策定に係る業務の実績があること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

### 3. 契約方法

提出された企画提案書と提案者からのプレゼンテーションの内容を審査する「選定委員会」を開催し、評価が最も優れている事業者を第1優先契約候補者として選定し、随意契約により委託契約を締

結する。

なお、第1優先契約候補者に選定された事業者が辞退した場合、もしくは2の参加資格要件を満たさなくなった場合は、次点者を第2優先契約候補者に選定し、契約の交渉を行うこととする。

また、参加提案者が1者の場合にあっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を契約候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。

#### 4. 参加表明書に関する事項

##### (1) 提出書類

・参加表明書 <第1号様式>

・2の(4)の要件に係る「業務経歴書①」<第2号様式>(年度、発注者、業務名、契約金額、担当者名を記載し、契約書の写し、業務の概要がわかるものを添付すること。)

(2) 提出期限 平成25年7月5日(金)午後5時まで(持参、郵送ともに必着)

(3) 提出場所 「10. 担当部局(書類提出先・問合せ先)」に提出すること。

(4) 提出方法 持参又は郵送(配達記録、簡易書留、書留のいずれかに限る)

#### 5. 質疑の受付と回答

(1) 提出書類 質問・回答書 <第3号様式>を使用した文書によるものとする。

(2) 提出方法 電子メールでのみの受付(E-mail:kikaku@city.ishikari.hokkaido.jp 担当:企画経済部企画課宛へ送信すること。)

(3) 受付期間 公募開始の日から平成25年7月5日(金)午後5時まで(必着)

(4) 回答方法 すべて取りまとめた後、平成25年7月9日(火)まで全社に対して電子メールで回答する。

#### 6. 企画提案書に関する事項

##### (1) 提出書類

4の参加表明書を提出した者は、<第4号様式>に、次の項目を内容とする企画提案書を添付して提出すること。なお、企画提案書に使用する言語は日本語、通貨は日本円とし、用紙はA4版で、全体で両面10ページ以内(表紙は含めない)とすること。

##### ① 企画提案書<任意様式>

- ・仕様書の業務内容に掲げる各事項全てについて、具体的な提案をするとともに、業務の実施手順及び実施体制、業務スケジュールを記載すること。
- ・市民との「協働」の理念を中心に置き、市民が主体的に計画策定に参画できるような手法の提案(広範かつ多様な市民参加の機会の確保等)や、市民参加と協働のまちづくりの実践となる手法も含め、基本的な考え方と具体的な手法を記載すること。
- ・新たな総合計画の策定に向けた全体的なフローを記載すること。
- ・本事業に関する基本的な考え方を記載すること。
- ・主担当及び担当者の業務経歴を記載すること。

##### ② 事業者概要書<第5号様式>

##### ③ 業務経歴書②<第6号様式>

##### ④ 業務見積書、及び内訳書<任意様式>

- (2) 提出期限 平成25年7月12日(金)午後5時まで(持参、郵送ともに必着)
- (3) 提出場所 「10. 担当部局(書類提出先・問合せ先)」に提出すること。
- (4) 提出方法 持参又は郵送(配達記録、簡易書留、書留のいずれかに限る)
- (5) 提出部数 正本1部、副本10部(副本については複写可とする)

## 7. 審査方法

### (1) 契約候補者の選定

市職員で構成する第5期石狩市総合計画策定支援業務委託事業者選定委員会において審査を行い、評価が最も優れている事業者を第1優先契約候補者として選定する。(次点者も決定する)

なお、審査は非公開とする。

選定の結果は、決定後速やかに参加者へ文書により通知する。

応募が多数の場合(5件を超える場合を想定)は、書類による1次審査を実施し、1次審査を通過した参加者のみヒアリングを実施する場合がある。その際には、一次審査結果を提案者全員に通知する。

### (2) プレゼンテーション

企画提案内容を確認するためプレゼンテーション及び選定委員からの質疑応答により行う。

① 実施日時 平成25年7月22日(月)※午後予定

② 実施場所 石狩市総合保健福祉センター「りんくる」 3階視聴覚室  
(石狩市花川北6条1丁目41番地1 ※市役所隣)

③ 企画提案の説明及びヒアリング

1社あたり30分程度(プレゼンテーション:20分、質疑応答:10分程度)を予定。

④ 審査項目

- ・ 業務の実施体制
- ・ 業務に対する提案の内容
- ・ プレゼンテーション能力
- ・ 組織、事業従事者の経験・能力
- ・ 参考見積
- ・ その他

⑤ その他

会場には、ノートパソコン、プロジェクター及びスクリーンを用意するが、参加者がパソコンを持参することは可能である。

ヒアリング日時及び開始時間については別途連絡する。

### (3) 審査結果

審査結果は、プレゼンテーション参加者に対し、書面「企画提案書の審査結果について」<第8号様式>にて通知する。また、書面の通知と併せて電子メールにて通知する。

## 8. スケジュール

|            |                         |
|------------|-------------------------|
| 公募開始       | 平成25年 6月21日(金)          |
| 参加表明書の提出期間 | 平成25年 6月21日(金)～7月 5日(金) |
| 質問の受付期間    | 平成25年 6月21日(金)～7月 5日(金) |

|             |                           |
|-------------|---------------------------|
| 質問への回答期限    | 平成25年 7月 9日 (火)           |
| 企画提案書等の提出期間 | 平成25年 7月 5日 (金) ~ 12日 (金) |
| プレゼンテーション審査 | 平成25年 7月22日 (月) (予定)      |
| 結果通知        | 審査後3日以内                   |
| 契約手続き       | 平成25年8月上旬                 |

## 9. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は、提案者の負担とする。
- (3) 次の条件のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外する。
  - ① 企画提案書の内容に虚偽の内容が記載されている場合
  - ② 関係者に対して工作等不当な活動を行ったと認められる場合
  - ③ 企画提案書が定められた提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (4) 提出期限以降の企画提案書の差し替え又は再提出は認めない。
- (5) 参加者から提案された関係書類は返却しない。
- (6) 参加者から提出された企画提案書は当該審査以外で提案者に無断で使用しない。
- (7) 提出された企画提案書の機密保持には十分配慮する。
- (8) 参加表明書又は企画提案書後に辞退する場合には、辞退理由等を記載した辞退届<第7号様式>を提出すること。辞退することによって、今後の石狩市との契約等に不利益な取扱いをするものではない。

## 10. 担当部局 (書類提出先・問合せ先)

石狩市企画経済部企画課 (担当: 佐々木・池内)

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2

TEL: 0133-72-3161 (直通)

FAX: 0133-72-3540

E-mail: kikaku@city.ishikari.hokkaido.jp